

Ⅲ 生協の機関（総代会、理事会、代表理事、監事）

生協として何かを決定し、その決定にしたがって生協の運営と事業を行っていくための人や会議体のことを「機関」といいます。生協法では「総代会」「理事会」「代表理事」「監事(会)」4つの「機関」があります。生協の機関運営のしくみは下記の通りです。「総代会」はこの「機関」のうちの一つです。

